



〒863-0002 天草市本波町本戸馬場636
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

岡山県及び北海道の高病原性鳥インフルエンザの発生について -飼養家さんにおける国内1例目及び2例目の発生-

今シーズン（令和4年度シーズン）、国内の野鳥における高病原性鳥インフルエンザは9月29日に発生が確認されていましたが、10月28日に岡山県及び北海道の家さん飼養農場にて高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました（国内1例目、2例目）。

昨シーズン（令和3年度シーズン）の初発は11月10日（秋田県）であり、今シーズンにおける10月の発生は過去最速の発生となりました。

発生リスクが非常に高い状況であることから、畜産関係者の皆様におかれましても、農場に出入りする際は飼養衛生管理基準に御留意いただきますようお願いいたします。

家畜伝染病の防疫について

家畜伝染病の発生を未然に防ぐためには防疫が重要となりますが、防疫については、以下の3点が重要となります。

①病原体を農場に持ち込まないこと

- ・衛生管理区域内に入る際の人・車の消毒
- ・衛生管理区域専用の服・長靴等の使用
- ・衛生管理区域内に車両を入れる場合、農場専用フロアマットの使用 など

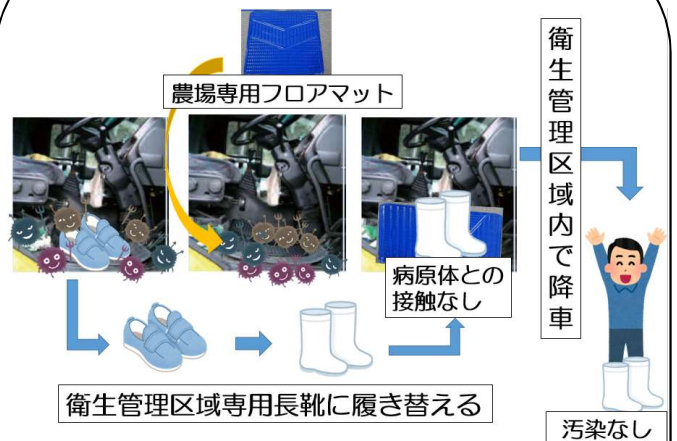
②病原体を農場内で拡げないこと

- ・畜舎に入る際の手指の洗浄消毒
- ・畜舎専用の長靴の使用 など

③病原体を農場外に持ち出さないこと

- ・衛生管理区域を出る際の人・車の消毒
- ・衛生管理区域から搬出する物品の消毒 など

〈農場フロアマットの使用等について〉



- ・衛生管理区域内に車両を入れる場合、農場専用フロアマット、専用衣服及び長靴の使用により、農場内での汚染リスクが軽減されます。

飼養衛生管理基準の遵守により、病原体の侵入防止や疾病の発生防止につながります。飼養衛生管理基準について、ご不明な点がございましたら家畜保健衛生所までご連絡ください。

11月は、畜産環境月間です！

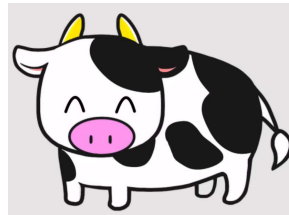
平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、**熊本県では11月を畜産環境月間**と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。
牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上
これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニール等）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
 - ◆堆肥処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
 - ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。
- ※管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。
悪臭発生対策は以下のとおりです。

- 畜舎からのふん尿の早期搬出
- 畜舎内外の清掃
- 適正な堆肥化・浄化处理
- 圃場での散布後の速やかな耕起



畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。また、飼養衛生管理基準において、**ねずみ・害虫（はえ等）の駆除**についても実施する必要があります。地域に理解される畜産経営を目指しましょう。

近隣諸国における海外悪性伝染病発生状況

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	韓国	野鳥	令和4年10月13日
			種アヒル	令和4年10月17日
	H5	韓国	肉用種鶏	令和4年10月21日
			肉用アヒル	令和4年10月26日

令和4年(2022年)10月28日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」

